

事務連絡

平成28年12月22日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険に係る平成29年度税制改正について

平成28年12月22日に平成29年度税制改正の大綱が閣議決定されました（別添参照）。国民健康保険関係の概略については、下記のとおりであり、国民健康保険料でも同様の改正を予定しておりますので、貴管内保険者への周知をお願いいたします。

なお、下記1. の軽減判定所得の見直しに伴いシステム改修費用が必要となる保険者については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第12号の規定に基づき、当該費用に対して特別調整交付金を交付する予定です。

また、国民健康保険条例参考例についても、所要の改正を行った上で、追ってお示しする予定ですので、あわせて貴管内保険者への周知をお願いいたします。

記

1. 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27万円（現行：26.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を49万円（現行：48万円）に引き上げる。
2. 国民健康保険法等の改正により国民健康保険制度の見直しが行われることに伴い、国民健康保険税について、市町村が国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるために徴収する等の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成30年4月1日から適用する。

平成 29 年度税制改正の大綱

〔平成 28 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するため外国子会社合算税制を見直す。このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 個人所得課税

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(国 税)

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（現行：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額を次のとおりとする。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、

場合に限り、平成30年3月31日現在によって算定した平成29年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額と同年度の収入額となるべき個人の市民税の課税額の合計額の割合によって算定する経過措置を講ずる。

④ その他所要の措置を講ずる。

(9) 上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する。

〈国民健康保険税〉

(10) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27万円（現行：26.5万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を49万円（現行：48万円）に引き上げる。

(11) 国民健康保険法等の改正により国民健康保険制度の見直しが行われることに伴い、国民健康保険税について、市町村が国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるために徴収する等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成30年4月1日から適用する。

二 資産課税

1 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、次の措置を講ずる。

① 災害等の発生前に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）の認定を受けている、又は当該認定を受けようとしている会社

災害等により受けた次に掲げる被害の態様に応じ、その認定承継会社の雇用確保要件の免除（ハの場合については、災害等の発生後の売上高の回復に応じた緩和）等をするとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても猶予税額を免除する。